

【表紙】

【提出書類】	半期報告書の訂正報告書
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成27年1月20日
【中間会計期間】	第84期中（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	南海放送株式会社
【英訳名】	Nankai Broadcasting Company, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 和彦
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市本町1丁目1番1号
【電話番号】	(089)915-3333番
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 総務局長 兵頭 英夫
【最寄りの連絡場所】	愛媛県松山市本町1丁目1番1号
【電話番号】	(089)915-3333番
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 総務局長 兵頭 英夫
【縦覧に供する場所】	南海放送株式会社 東京支社 (東京都港区東新橋1丁目6番1号 日本テレビタワー20階) 南海放送株式会社 大阪支社 (大阪市北区曽根崎新地2丁目5番3号 堂島TSSビル3階)

1【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年12月24日に提出した第84期中（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）の半期報告書に添付している中間監査報告書の一部に誤りがあったので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものである。

2【訂正事項】

中間連結財務諸表に対する「独立監査人の中間監査報告書」

中間財務諸表に対する「独立監査人の中間監査報告書」

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示している。

中間連結財務諸表に対する「独立監査人の中間監査報告書」

(訂正前)

公認会計士池田会計事務所

公認会計士 池田 喜志高 印

(訂正後)

池田公認会計士事務所

公認会計士 池田 喜志高 印

中間財務諸表に対する「独立監査人の中間監査報告書」

(訂正前)

公認会計士池田会計事務所

公認会計士 池田 喜志高 印

(訂正後)

池田公認会計士事務所

公認会計士 池田 喜志高 印

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月18日

南海放送株式会社

取締役会 御中

池田公認会計士事務所

公認会計士 池田 喜志高 印

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 川合 弘泰 印

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 越智 慶太 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている南海放送株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たちに中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私たちは、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、南海放送株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たち又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月18日

南海放送株式会社

取締役会 御中

池田公認会計士事務所

公認会計士 池田 喜志高 印

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 川合 弘泰 印

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 越智 慶太 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている南海放送株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第84期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たちに中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私たちは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、南海放送株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たち又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。